

平成22年度第3回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成23年1月18日（金曜日）

午前10時30分から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

平成22年度第3回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成23年1月18日（火） 午前10時30分から正午まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第1会議室

出席委員：堀切川一男 委員 成田由加里 委員 足立千佳子 委員
安藤 朝夫 委員 井上 千弘 委員 小坂 健 委員
折腹実己子 委員 本岡 愛実 委員 山本 玲子 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第3回宮城県行政評価委員会政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、佐藤企画部長よりごあいさつを申し上げます。

企画部長 本日の部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年度も昨年に劣らずおつきあいをいただきますようお願いを申し上げます。

本日は、新年早々でございますが、当部会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

さて、大分前のこととなりますけれども、昨年7月に開催されました部会では、平成22年度の政策評価・施策評価に係る答申案について御審議をいただき、その後、堀切川部会長から知事に答申をしていただきました。答申に至るまでの委員の皆様方の御尽力に対しまして心から改めて感謝を申し上げる次第でございます。

県では、部会からいただきました御意見を真摯に受けとめさせていただきまして、対応方針を取りまとめますとともに評価結果の評価原案の見直しを行いまして、今年度の評価結果を決定いたしました。この対応方針を含めた評価の結果を本日資料としてお手元にお配りいたしております。この冊子でございます。なお、この資料は昨年9月に県のホームページに公表するとともに県議会でも報告しております。県議会では決算審査に活用していただいているところでございます。

本日は、この評価の結果につきまして改めて皆様に御報告をいたしますとともに、来年度の政策評価・施策評価についての御説明もさせていただきたいと考えております。来年度は、以前にも御説明をさせていただきましたけれども、宮城の将来ビジョンの第2期行動計画に基づく評価ということになりまして、目標指標なども若干改定しているところでございます。

県といたしましては、今後も効率的、効果的な県政運営の推進のために、政策評価・施策評価を引き続き実施してまいりたいと考えております。委員の皆様へ引き続き御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は限られた時間ではございますけれども、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。部会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は、堀切川部会長を初め9名の委員にご出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。堀切川部会長、議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

堀切川部会長 遅くなりましたが、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

本日は非常に寒くて風が強い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。初めに議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。前回の部会では小坂委員、折腹委員にお願いしておりました。今回は名簿の順に従いまして本岡委員と山本委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当委員会運営規程第5条の規定によりまして、当会議は公開といたします。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いをいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようお願いします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

まず、議事の(1)でございますが、平成22年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について、事務局の方から御報告をお願いいたします。

政策課長 それでは、議事の(1)でございますが、平成22年度政策評価・施策評価に係る評価の結果につきまして御報告させていただきます。

資料といたしましては、こちらの「宮城の将来ビジョン 成果の評価」という冊子、それからその下に配付させていただきました、このA3判の行政評価委員会意見に対する県の対応方針一覧表、こちらの2点で御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、冊子の方の5ページ目を御覧ください。

まず、政策評価・施策評価の経過と今後の予定につきまして、フロー図により御説明をさせていただきます。

フロー図の1から7になりますけれども、宮城の将来ビジョンの体系に基づく14政策33施策につきまして県は自己評価を行いまして、6月2日に宮城県行政評価委員会に知事から諮問を行いました。それを受けて、6月から7月にかけて政策評価部会及び3つの分科会におきまして県の評価の妥当性について調査、審議をいただきまして、その結果を7月21日に答申いただいたところであります。この答申を受けまして、フロー図の8、9、太線枠になってございますけれども、行政評価委員会の意見に対する県の対応方針の作成及び政策評価・施策評価の評価結果を記載した評価書及びその要旨の作成を行いまして、9月28日に公表、県議会への報告を行っているところでございます。

今後の予定でございますが、フロー図の12から15に記載のとおり、この評価結果については、来年度以降に向けて、企画立案、予算編成等へ活用・反映することにさせていただいております。2月にはその反映状況、反映結果を説明する書面とその要旨をまとめまして、公表、議会報告をする予定とさせていただいております。

続きまして、県の評価の今までの経過の概略を御説明いたしますけれども、まずは、県が行った政策評価・施策評価の状況について御説明いたします。先ほどの資料の6ページ目を御覧ください。

まず、県が行った政策評価の中身でございますけれども、14政策中、6ページの真ん中の表になってございますが、「順調」としたものは0、「概ね順調」は11、「やや遅れている」が3、「遅れている」が0とさせていただいております。

それから、7ページの右上になりますけれども、33施策中、「順調」が2、「概ね順調」が25、「やや遅れている」が6、「遅れている」が0とさせていただいております。

内訳については、11ページを御覧ください。「やや遅れている」と自己評価した政策については、左側の政策番号になりますけれども、6番「子どもを生き育てやすい環境づくり」、これが「やや遅れている」という自己評価でございました。それから、7番「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」、こちらも「やや遅れている」という評価でございました。12ページにまいりまして、政策番号8番「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」という政策、これも「やや遅れている」という自己評価でございました。

施策の方でございますけれども、まず「順調」とさせていただいた施策につきましては、10ページ目を御覧ください。施策番号、これは中ほどの欄になりますけれども、施策名で申し上げますと、「自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成」、こちらが自己評価では「順調」というところでございます。それから、13ページにまいりまして、施策番号の31「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」、こちらについては「順調」という自己評価でございました。

「概ね順調」を飛ばしまして、「やや遅れている」というふうに自己評価をいたしました施策については、11ページでございますが、施策番号13「次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」、こちらが「やや遅れている」という自己評価。それから、施策番号15「着実な学力向上と希望する進路の実現」、こちらが「やや遅れている」といたしました。それから、16番の「豊かな心と健やかな体の育成」、「やや遅れている」という評価でございます。

それから、12ページに入りまして、施策番号18「多様な就業機会や就業環境の創出」、それから施策番号19「安心できる地域医療の充実」、続きまして施策番号の20番「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」、こちらが「やや遅れている」という形での自己評価をさせていただいたところでございます。

こちらの自己評価につきまして、先ほど申し上げましたように、行政評価委員会で御審議をいただきまして、その結果として、答申内容に移りますけれども、7ページの下の方でございますが、行政評価委員会の意見（答申）といたしまして、この県の自己評価が適切であるといったものにつきましては、政策の成果では「適切」が9、「概ね適切」が4、「要検討」が1ということで、合わせて14政策でございます。政策を推進する上での課題等と対応方針が「適切」であるとされたのが7、「概ね適切」が4、「要検討」が3というような答申をいただいたところです。

去年と比べますと、去年の数字が括弧でございますけれども、「概ね適切」から「適切」の方に移って、「適切」の件数が増加しているといったところでございまして、非常にありがたいなと思ったところでございます。しかしながら、「要検

討」とされた評価結果も相変わらず施策としてございまして、そちらの方も課題となっているところでございます。

続きまして、8ページ、33の施策の部分でございますけれども、施策の成果（進捗状況）の自己評価が「適切」だったものが20、「概ね適切」が11、「要検討」が2。施策を推進する上での課題等と対応方針として「適切」だとされたのが14、「概ね適切」が15、「要検討」が4ということでございまして、こちらも政策評価と同じように施策の評価の部分でも「概ね適切」から「適切」の方にシフトしていった評価をいただいたというところが多くなっております。依然としてまだ「要検討」の部分も残っているということでございまして、こちらが課題となっているところでございます。

また、県の政策評価・施策評価に係る県民意見の聴取もさせていただきまして、こちらも1件、意見の提出がございました。15ページを御覧ください。県民からの意見聴取ということでは、「やや遅れている」となっている分野、特に教育や雇用、福祉、そこにもっと力を入れて頑張っていたきたいといったような意見をいただきまして、こちらについては第2期行動計画の方で特に力を入れて取り組むことにしていることを反映状況として記載させていただいているところでございます。

それで、政策・施策の内容についてさまざまな観点から御意見なり御指示、御教唆をいただいたわけでございますけれども、それを事務局の方で県庁内部での担当部局での調整をし、その調整の中身が先ほど申しあげましたA3判の資料ですが、私どもの方で委員会からいただいた御意見につきまして1つ1つ、その内容をどのようにしていったらいいのかという検討を加えさせていただいて、それで政策あるいは施策の評価書の内容を考え方も含めて修正を加えていきました。こちら、かなり細部にわたりますので、本日全部は御説明いたしませんけれども、14政策中8政策、それから33施策中22施策につきまして、内容につきまして修正を加えさせていただいたということでございます。そういった中身を持ちまして、来年度以降どうしていったらいいのかとか県の方針としてどのようにやったらいいのかという性質のものを出させていただいたところでございます。

そういったような検討を加えた上で、最終でございますけれども、8ページ目でございます。宮城県行政評価委員会の意見に対する県の対応方針と政策評価・施策評価の評価結果ということで、こちらの冊子になったわけなんですけれども、そのような御意見を踏まえて内容を精査し修正を加えた上で、最終的な県の評価といたしまして、政策の評価としては、9ページの上の表になりますけれども、「順調」が0、「概ね順調」が11、「やや遅れている」が3、「遅れている」が0、それから施策の方では、「順調」が2、「概ね順調」が25、「やや遅れている」が6、「遅れている」が0の計33ということでございまして、当初の評価結果としてはこちらの区分は変わらなかったわけなんですけれども、内容といたしましてはかなりの部分、御意見を入れさせていただきまして、修正を加えて県の評価として、これを来年度の施策展開に生かしていくといったような中身で評価させていただいたところでございます。

評価の具体的な内容につきましては、17ページ以降の本編というところで重要項目を施策・政策ごとに詳しく書いてございます。例えば、委員会意見に対する県の対応方針とか、政策評価の理由とか方向性を修正したところにつきましては下線を表示をさせていただいて、県の最終的な評価とさせていただいたところでござ

います。

私の方からは、平成22年度政策評価・施策評価に係る評価の結果の概要につきまして御説明させていただきました。よろしく願いいたします。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問あるいは御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

昨年度に比べますと、政策については「概ね適切」が「適切」に移った数が非常に増えたということで、これは第2回部会の時にもありましたが、昨年度の結果を踏まえて、随分それぞれの部署がこれに対応して動かれたなというふうに、前向きで非常によく受けとめているところです。それと別にまた「要検討」もありますので、そういったところをこれからどういうふうにしていかれるのかというのは次年度につながっていく部分になったなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

ざっと見ますと、3つの基本方向で言うと、「富県宮城の実現」あるいは「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」というところは「順調」か「概ね順調」というところでしたが、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」という部分では政策・施策ともに「やや遅れている」というのが少しあるというのが今年度の一つの特徴かなと思っています。多分、この地域社会づくりのところへの対応が第2期行動計画に入り始めているところなのかなというふうに思いますので、多分次年度はこの部分が特にどうなって来年出てくるかというのは期待したいところではあるんですけども、いかがでしょうか。では、小坂委員、お願いします。

小坂委員

中身に関するところではないんですけども、結構こういう行政評価はいろいろなところでやられていて、実際行政評価をやる方の実際の事務的な負担はどの程度のものなのかというのを教えていただければと思います。かなり苦勞して作り上げているのか、それとも、それほどでもないのか、その辺の負担感というのをもし教えていただければ。感覚的なところでいいんですが。

政策課長

概略的な話になりますけれども、本県の場合には政策、ビジョンそのものを評価していただくという形ですので、かなり詳細な形で調書を作っている部分があります。県庁の部局の方では、通常の業務をやりながらの評価になりますので、作業量としては、率直に言いますと多いと思います。

ただ、新年度が始まってから9月までの短期間でやらなければならないという制約もございますので、その点でも負担感があるのかなというのがあります。

それから、私どもの方の事務局サイドでも、これだけの県政全般にわたります政策評価になりますので、その整合性とか、こういった先生方のせっかくだいた意見の生かし方とか、そういったところも含めると、行政評価班は前半こちらにかかりっきりという形ではあります。

ただ、これ以上簡略すればいいのかという制度の質の問題になると思うんですけども、例えば第2期行動計画の中では「やや遅れている」とされている部分について、第2期行動計画にこれを反映させていただいて、先ほどもお話しいただきましたけれども、雇用とか次世代の育成とか医療・福祉を含む安心できる生活環境の確保、持続的な社会環境、こういったものを主要な政策課題として上げさせてい

ただいたというところで、それは県の重要な基本方針が反映されてございますので、これは欠くことのできない評価ということになるかと事務局の方では思っております。以上です。

安藤委員 毎度申し上げていることですが、県の方の評価は「順調」か「遅れている」かの評価で、我々の方でやっている「要検討」というのは、そもそも政策そのものがそういう手段として適切なのか、そういうことを言っているわけです。県の方は、その政策が進んでいるから順調だと。若干、評価軸が食い違っていると思うんですけども、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

政策課長 うちの県の場合でございますけれども、政策評価・施策評価ということで県の自己評価が適切かどうかということをご判断をいただいで、政策・施策そのものが適切かどうかという判断ではないというところで仕切らせていただいているところで

それで、確かに画然と分けられるのかというと、分けられない部分はかなりありまして、政策・施策がそれでいいのかというところの観点からももちろん入っていくことは必要でございます、そういった観点からの御指摘なりも多々いただいでいるところであります。それにつきましては、考え方の面から変更するとか再検討を県の方で行うとかというような中身で、政策とか施策の進捗状況についての判断のほかに、本来こういった政策・施策でよろしいのかというところからの観点の要検討という御示唆をいただいで検討を実際に行っているというところでございます。

堀切川部会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

実際には分科会に分かれてやっているときも、自己評価の妥当性を確認するための質問とか質疑が中心にはなるんですけども、どうしてもその政策自体、施策自体について、聞きたくなりますし議論したくなりますので、実際には多分時間を両方とる形、第1分科会は結局そういう形にしたんですけども、そこに踏み込まないと我々としてもやっている意味が、なかなか実感がわきにくいところもあるので、そこら辺のバランスというか、両方意識して分科会ではヒアリングさせていただいているところがやっぱりあるのかなと感じます。そういう意味では、自己評価の妥当性云々については、昨年度に比べれば、それぞれの担当部局が非常に準備してちゃんとやってきておられるというところがあるんですけども、それと別な部分については、その場での議論はやっぱりさせていただきたくなるといことだと思います。それが間接的には多分反映されていくのかなという気がしているところでもあります。いずれにしましても、これは答申が終わった内容でございますので、それが次にどう続くかということが非常に重要になってくるのかなというふうに思っています。

よろしければ、その次に続くところに移らせていただければと思います。

(2)でございますが、平成23年度政策評価・施策評価について、次年度の分ですが、それにつきまして事務局の方から御報告をお願いしたいと思います。

企画・評価専門監 それでは、「平成23年度政策評価・施策評価について」、御説明申し上げます。説明の都合上、多少、資料の参照が前後しますので、御了承いただきたいと思

ます。

最初に、資料2-1を御覧いただきたいと思います。この資料は、来年度平成23年度の政策評価・施策評価の対象・手続き等に関する基本的な事項を総括的にまとめたものになりますが、次年度につきましても基本的に今年度と同様の実施を考えております。

具体的に見ていきますと、1の実施する評価につきましては、県の評価条例に基づき、前年度の政策、施策及び事業につきまして政策評価と施策評価を行うもので、政策評価・施策評価の基本的な考え方に変更はございません。

次に、2の評価の対象等ですが、政策評価・施策評価の区分ごとに評価対象については、宮城の将来ビジョン及び同行動計画に掲げている14の政策と33の施策、さらに施策を構成する事業が評価の対象となります。評価項目、評価基準などの基本的枠組みにつきましても、今年度と同様で、変更はございません。ただし、行動計画につきましては、先ほど部長のあいさつの中にもありましたが、今年度新たに第2期行動計画が策定されましたので、その第2期行動計画に基づきまして評価することとなります。

表中の評価対象、評価項目、それから評価基準の各項目について、もう少し具体的に見てまいりたいと思います。次の資料になりますが、資料2-2で、「平成23年度政策評価・施策評価基本票（記載例）」となります。こちらの1ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは来年度の政策評価シートの基本票様式でございますけれども、この様式につきましても、評価体系、手法の継続性の観点から、基本的には今年度の書式を踏襲する形としております。ただし、今程申し上げましたように、来年度からは評価対象が宮城の将来ビジョン第2期行動計画に基づく評価となりますので、評価対象事業年度のくりとしまして第2期行動計画の計画期間に合わせて、平成22年度から25年度までの4カ年としております。

具体的には2ページ目を見ていただきたいんですけども、こちらの方は施策シートになりますが、こちらの中段目に事業費の記入欄があります。平成22年度から25年度までの4つの欄を設けております。また、他の調書等においても同様の取扱にしております。

次に、評価項目と評価基準についてでございますが、恐縮ですが、1ページにお戻りいただきたいと思います。政策評価を今年度と同様になりますが、ページの中段にあります「政策を構成する施策の状況」を踏まえまして、下段の「政策評価（総括）」としての政策の成果、これは進捗状況ですけれども、これと「政策を推進する上での課題等と対応方針」について、県の自己評価が妥当かどうかということを見ていただくこととなります。

施策評価につきましては2ページ以降に評価シートの記載例がありますが、こちらも今年度と同様になります。評価の基準としまして、2ページ中段の社会経済情勢等の状況、その下の県民意識調査結果、それから3ページになりますが、目標指標等の達成状況、また4ページの下段にあります施策を構成する事業の状況、これらを踏まえまして、この4ページの上段の施策評価の総括としての「施策の成果（進捗状況）」ですね、これと中段にあります「施策を推進する上での課題等と対応方針」、これを見ていただくこととなります。

なお、評価基準の一つであります目標指標等につきましては、重ねて申し上げま

すが、第2期行動計画の指標を使用することになります。

この目標指標等の達成度につきましては、3ページの上段にありますけれども、「目標指標等の状況」欄に記載しておりますが、区分としまして、「目標値を達成している」ものをA、「目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している」ものをB、「目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している」ものをC、それから「現況値が把握できず、判定できない」ものをNとしております。

この目標達成区分に関しまして、今年度の分科会の審議におきまして山本委員の方から、一部の事例において適切ではなくて検討が必要ではないかとの御意見がございました。指摘内容としましては、設定時の初期値が0の目標指標等については、当該年度における成果がなく、つまり0であっても区分上は現状維持となってしまい、達成度がBに判定されるのは他とのバランスを欠き不適切ではないかという御意見でした。

この課題に対する対応策につきまして早速事務局として検討いたしました。まず検討に先立ちまして、同様のケースの有無について第2期行動計画において全指標をチェックしましたところ、全指標126指標中3指標が同様のケースであることが判明しました。また、検討過程の中で、現状維持B判定の場合は、同様の問題が、初期値0のみならず初期値に数値がある場合についても考えられるのではないかという議論もされました。この問題解消に対する対応策としまして、B、C区分の定義の変更であるとか、あるいは新たな区分の設定などの可否等も含めて慎重に検討を行いました。しかしながら、将来ビジョンの実施途中での目標達成区分の変更につきましては、これまでの評価計画の連続性が失われること、また評価結果の活用上、思わぬ混乱を招くおそれもあるなど、中途での評価方法の変更はその影響が少なくないことから、結果的には現行の評価区分を維持することが望ましいとの結論に至ったところでございます。ただし、より適切な評価という観点からはこの問題を放置することはできないので、初期値が0の場合のほか初期値が0以外のものも含めまして現状維持のケースでのB判定の場合にあっては、その要因とか今後の見通しなど、そういったものを実績値の分析の欄あるいは施策の成果の進捗状況の欄を利用して状況等を明記するなど、より適切な判定を行うように改善してまいりたいと考えております。

次に、県民意識調査について御説明いたします。

資料番号につきましては、資料2-4を御覧ください。

本調査は、隔年実施となつてからの最初の調査ということになります。この平成23年県民意識調査につきましては、1月14日から開始しており、2月3日までの21日間で実施いたします。これまでの過去2回の県民意識調査では3月の実施でございましたが、庁内アンケート等の結果を踏まえまして、今回は基本票作成作業に県民意識調査のデータを早目に反映できるようにということで、1月に繰り上げて実施します。

調査方法や集計、分析及び評価への反映等に関しましては、基本的に前回の平成21年調査と変更ございません。

また、調査項目につきましても、宮城の将来ビジョンの33の取組について、前回同様、認知度、関心度、重視度、満足度及び特に優先すべきと思う項目を調査し

ております。なお、特定項目調査としまして、個別の33の取り組み以外に第2期行動計画の主要政策に関係し、県としまして特に県民の意識を把握しておきたい比較的大きなくくりのテーマとしまして、4つ、地産地消、宮城の治安、暮らしと環境、富県宮城の実現、こういう形で4つのテーマについて調査しております。

別添としまして調査票の冊子を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、再び資料2-1にお戻りいただきたいと思っております。

3の宮城県行政評価委員会・県民の意見の聴取についてでございますが、ここには、これまでと同様、政策評価部会の役割としまして、県の評価原案に対する妥当性についての調査審議をお願いすること、あわせて県民意見の聴取を行うことについて明示しております。県民意見の聴取につきましては、今年度から導入しましたコンビニへのお知らせの配布など、引き続き周知のための政策をしてみたいと考えております。

最後に、4のスケジュールでございますが、こちらにつきましては資料2-3になります。平成23年度政策評価・施策評価関係スケジュールです。来年度につきましても9月の定例県議会に最終的な評価結果を報告しなければならないことから、スケジュール的には今年度と大幅な変更はありません。非常にタイトなスケジュールとなりまして、委員の皆様には毎回大変な御負担をおかけしておりますが、どうぞ御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。事務局としまして、できる限りの改善を心がけてまいりたいと思っております。

資料には具体的なスケジュールとしまして、評価作業順に来月2月から来年の3月までの大まかな作業行程を記載しております。左側の評価の作業手順中、委員の皆様に関係し、お願いいたしますのは、網かけをした色の濃い部分、中段になります。中段の3の「宮城県行政評価委員会・県民の意見の聴取」という項目、こちらがその網かけの部分で、今年度同様、来年度につきましても6月の初めに行政評価委員会へ諮問する予定でございます。これを受けまして、6月上旬に第1回の政策評価部会を開催しまして、6月中旬から下旬にかけて分科会での御審議をお願いする予定でございます。その審議結果をもとにしまして答申案の取りまとめ作業を経まして、7月中旬から下旬に第2回政策評価部会を開催しまして答申の内容を決定し、7月末までには知事に対して答申をする予定としております。

なお、審議に先立っての事前の要質疑事項の提出、それとこれを用いての分科会開催前の論点整理、これは審議の円滑化と効率化に大変効果的でございますので、来年度についても引き続き実施したいと考えております。

また、分科会終了後の審議結果報告書の取りまとめとその際の判定理由等の整理作業につきましても、今年度と同様に継続していく予定でございますので、よろしくをお願いいたします。なお、その際の判定の仕方につきましても、継続性の観点から、今年度と同様に実施したいと考えております。

これらの具体的な対応につきましては、新年度の第1回政策評価部会におきまして、また改めて詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

駆け足になりましたが、平成23年度の政策評価・施策評価の概要につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。小坂委員。

小坂委員 県民意識調査について、従来の回答率に関しては大体どのくらいなのかというのを参考までに教えていただければと思います。

企画・評価専門監 直近の21年県民意識調査は48.6%、その前の20年の県民意識調査は46%でございました。第1回の県民満足度調査というのがあるんですが、それは非常に高く56.4%でした。あとは大体40%台、50%に近い40%台。ですから、アンケート調査としては非常に優秀なんですけど、県民意識調査としては、我々としては、回収率を高めたいと考えております。

堀切川部会長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

企画・評価専門監 それから、委員の先生方にアンケート調査をしたところ、先ほどこちらの方の作業負担量はどうかということがあったんですが、先生方についても非常に負担が大きいため、少し改善していただけないかということもございましたので、先ほどもちょっと触れましたが、できるだけ我々としても改善していきたいと思っておりますが、今もお話ししたように期限が決まっていますので、非常にその辺は悩みどころでございますので、できるだけやりやすい方向で考えたいと思っておりますので、どうぞアイデアがあればお寄せいただきたいと思っております。

堀切川部会長 多分私が出した意見ですが、午前午後びっしりだと午後がもう相当ダウン寸前になるので。よく考えたら、自分たちのスケジュールの都合で決まっているので、余り大きなことが言えないところでした。

ただ、目標指標等の達成度のところの山本委員の御指摘、私も伺っていてそれとおおりだと思っていて、全く0のところ、何かやったのに0のままなのがBだというのは、一見、やっぱりおかしいというのがあって、本来は変えた方がいいのかもしれないですが、今までその評価でずっとやってきているものを、でも比較していく都合上、この評価の部分が1回終わるときに反映したらいいと個人的には思います。多分、そのときはやっぱりBのところ、イコールがあるのが問題なので、実績値がマイナスかイコールのままというのをCとして、厳しくしてしまえばすっきりするのかなとは思いますが、とりあえずこの評価で来ているもので年度比較をしたり将来その先を考えると、今はいじりにくいということかなと思っておりますので、そういう部分については、文章のところ、ちゃんと分析のところ、それを踏まえた上で書いていただこうという対応は次年度からさせていただくことだと思いますが、山本委員。

山本委員 県民意識調査では、出ている数値が単純集計だけで、その後どう生かされているのかと私も常々関心を持っておりましたが、県民の満足度なり、あるいは県民のニーズがどんなふうトレンドとして動いているのかということをお聞きすることがないんです。その辺の資料を出していただくとありがたいなと。あるいは、そういうことの解析も、県の中ではすぐできないのであれば委員の先生方の御協力も得た

りとかも含めて、何か手を打っていただけるとありがたいのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

本図委員 私も関連して、この調査では、年齢をお尋ねになっているかと思うんですけども、年代別で回収率や出てくる意見も違うのかなと思うんですが、回答者の平均年齢ですとか、大体20代、30代、40代、50代、60代でどういう要望になっているかというようなことは把握されているのでしょうか。

企画・評価専門監 最初に、トレンドの話なんですけれども、基本的に解析はしておりませんが、データとしては、第1回の県民満足度調査が平成13年に行われて、一部やり方が変わっている部分もあるので必ずしもイコールにはならないと思いますけれども、データとしては13年からたまってきておりますので、そういった部分についても今後解析をしてみたいなと考えております。ただ、予算も絡んできますので、できれば先生方のお知恵も拝借しながら、まずは事務局サイドでやってみたいなと考えております。

本図委員 あわせてなんですけれども、回収率を上げるという面でも、これに答えるというメリットが県民としてあるのかということが調査票だけではわからないんです。これを多忙な中、読んできちっと答えてお送りすればどうなるかというのが、ざっとどこかで回答者にわかると、今後ですけれども、あるいはホームページ上でも、そういうことを御検討いただいて、「ああ、答えたいな」「県民として答えることは有益なんだな」というふうにわかるようにしてもらえればと思います。

企画・評価専門監 その件につきましては、調査の目的とか効果、この調査に協力することによってどういう影響があるのか、そういったことについて調査票等の設計の段階、それから県民に対するPRも含めて、今後検討していきたいと思っております。

政策課長 補足ですけれども、現在の県民意識調査については、例えばお配りしている資料2-2の6ページ目、7ページ目に反映させていただいております。基本的には、年代別としては65歳未満と65歳以上との区分ということではしかとらえていなくて、あとは圏域別で、仙南、仙台、大崎、気仙沼・本吉まで含めて、あと男女別というところでデータとしては活用していると。ただ、御指摘のとおり、経年による変化とか、あと年代別による回収率とか重視度の分布といったようなさらなる解析というものも必要なことではあると思います。その辺、データはもちろんこちらの方にありますので、あとは生かし方だと思いますので、どの程度まで詳しくやったらいいのか、検討課題にさせていただければと思います。

堀切川部会長 全体として回収率は50%くらいと前お聞きしたように思いましたが、そのぐらいなんですかね。

企画・評価専門監 はい。

山本委員 私、評価をしますときに、この調査を大体どういう点で活用させていただいたか

といいますと、主に地域によって満足度ですとか優先度というものがどうもレスポンスが違う、実際に地域によって必要なものが違うだろうというようなところで今まで活用させていただいていたんですが、実際の施策にそれがどれくらい反映されているのかというのがよくわからなかったんです。そういう点では、評価指標を出されるときに、地域間格差を是正していくとか、そういうような方向をもう少し打ち出させていただくことはできないんでしょうか。

政策課長 御指摘の点、そのとおりだと思うんですけども、例えば具体的に医療とか福祉とか環境というふうになりますと、圏域によって状況が違いますので、住民の方々が重視度とか重要性の問題とか満足感というのはさらに違っているとデータとしてもあらわれているところでございまして、結果にあらわれている部分で個別の対応というのは各部局の方で当然しておりますので、その辺を施策評価の段階でも生かしてやっていかなければならないのだとは思っているんですが、担当部局の方では、それが問題になっているとか満足感がないということは当然わかっている、それがデータでどのくらいあるのかということを確認しているというのが正直なところではないかと思います。それで、当然、圏域の住民の方々の満足度や重視度がかなり低いといった場合には、それを上げる方向で事業展開を考えていっているというのが実態でございます。驚くような数値が出るということは多分ないんだと思うんです。我々が思っているような状況の中で、やはりそんなんだなというような確かめ方をさせていただいているといったところでございます。

成田委員 希望ですが、県民意識調査について、御負担になるんだろうなとは思いつつも申し上げます。年齢の区分けで、65歳以上と未満というところで一定のラインを引かれているんですが、今の状況を考えますと、20代、30代のいわゆる青年世代とか、これから県を担っていく方々の意識とかお考えを少し知ることができると評価もしやすいと思いました。若い方の見解を是非知りたいと思いますので、御検討よろしく願いいたします。

政策課長 確かに、年代の区分けについては、データをまとめる段階では、65歳、いわゆる生産年齢人口であるかそうでないかという分け方にしているのです。データとしてはもちろんありますし、そのような必要性もあるだろうと思います。

堀切川部会長 特定項目に富県宮城の実現とか暮らしと環境とか宮城の治安くらいまではわかるんですけども、地産地消が同じ重みでそこに来ているのは、一瞬何となく違和感を覚えるんです。産業振興審議会でも地産地消という言葉だけを切り取ってしまうと非常に難しい、微妙なところがあって、農林水産業の経済力をつけさせようとすると地産地消というのはその逆働き、いいものを作って外に売ってもらうわけなければいけないのに、無理やり地元だけで消費と拘束してしまうような誤解を与え得るので、いいものは当然地元でもいっぱい使いましょうというのがベースなんだろうと思うんですけども、ここは非常に微妙なところかなという感じがします。本当は地産他消でない農林水産業の力はつかないというのは産業振興審議会ではよく議論されていて、本当にうまいものはでもよそに出さないのだから運動しなかつた地消するはずという話があるので難しいところですよ。個人的には地産地消、

悪くないと思いますが、県産品だけ自給率を上げようと非常にクローズなところでやってしまうと、例えば学校給食で、非常に旬で、ほかの県産のものがあるとき、安くていいのがあっても使いづらいとかというのは、それはそれでかえって不便なことになるのではないかというのがあるので、国内の食料自給率を県としても上げていくという、自給率は本当はその辺で見ないと厳しいのかなというふうには思うんですけれども。

どうぞ、山本委員。

山本委員 地産地消というのは、私もちょっと食育にかかわっているんですが、今、部会長がおっしゃったように、ちょっと実は違うんじゃないかと。この食育という枠の中で地産地消という言葉が出てきたので、これはむしろ経済的効率は念頭になかった言葉ではないだろうか。むしろ食の文化とか命を大事にするとか、要するに生命観ですとか、子どもたちに一定の価値観を教えるための言葉であるというふうに位置づけて、それで活用していただく方がよろしいのではないかと思います。ですから、経済的側面から見たら部会長のおっしゃるとおりなので、この辺の位置づけを、解析するときも少し気をつけてやっていただければいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

堀切川部会長 食は原点、食の重要性を教育しようというのは非常にわかりやすい。（「そうなんです」の声あり）地産地消を教育しように見えてしまうのが誤解を与えるのではないかなと。（「ひとり歩きしていますね」の声あり）なんかそこが心配だなと思っていて、このアンケートの項目を見ると、微妙だなと思ったんですが。まあ、結果が楽しみというところであります。

あといかがですか。

安藤委員 アンケートの場合は評価項目がそれほど変わることがないので余り連続性は問題にならないんですが、第2期行動計画に対して目標指標を変更される場合、参考までに、幾つくらい、何%くらい変わったのでしょうか。これは経年変化が見えないから目標指標をいじれないと言われてしまうと非常に問題で、場合によっては経年変化を見るため目標指標を変えるべきというのがあると思うんですが、あまりに経年変化を強調しすぎてかえって硬直化するという気もしますけれども。

政策課長 第2行動計画に立てた目標指標の数は、第1期行動計画の指標が100だったのに対し126に増やしています。

安藤委員 単純に増加ですか。交換はないのですか。

政策課長 内訳ですけれども、第1期行動計画のときには指標本数が100で、このとき21を廃止して、それから継続が54、修正したものが25、新しいものが47ということで、第2期の行動計画は126の指標になっているということでございます。

堀切川部会長 たしか昨年度のこの部会の意見が、何点かは反映されたかなという感じが。今年

度のはもう間に合っていないと思うんですけれども。

安藤委員 そのときには、今度は第2期行動計画になるので、そのとき考えますと。

企画・評価専門監 基本的には、委員の先生方から御指摘を受けたものについては、それに沿うような形で、指標を変更するものは変更し、あるいは足りないものについては新たに設けたというスタンスがございますので、指標上も大分改善してきているところでございます。

堀切川部会長 あの時A、B、Cも変えておくとよかったかもしれないですが。

成田委員 企業の有価証券報告書を比較するときに、投資家に出すデータで指標が変わった時は、前の指標のときと当期が変わったときの前後両方を出して、その違いは何かということをはっきりとします。差異を明らかにした上でデータとして生きてくるというところがありますので、もし経年変化について御検討いただいて、その必要があれば、旧のものと新のものと比べて出していただけると評価としては非常にしやすいと思います。ただ、それが必ずしも必要かどうかというのは今の段階ではよくわかりませんので、そういう視点についても御検討いただけると非常にありがたいと思います。もう検討されているかもしれないですけども。

堀切川部会長 政策評価でやってみるとやっぱりだめだったというのは、これわかりますね。実はそっちの方が実際というのものもあり得る。非常に難しいところですね。

企画・評価専門監 すみません、今の確認なんですけど、指標上の比較ではなくて、新旧のそれぞれの指標を使って完成したものを比較してくれということですか。

成田委員 どちらが正しいのでしょうか。新旧両方で評価した場合は、両方出していただかなくても、判断する方はわかるものなのではないでしょうか。

安藤委員 基本的には、前の指標がまずいと思ったから直しているもので、新しいもので評価していただければいいんですけども、そのときついでに参考として前の指標はどうなのかを見たいということですよ。

成田委員 そうですね、はい。

企画部長 前の指標の値ですよ。直近の値を参考にと感じですよ。

成田委員 評価ということは必要ないということですね。データがあれば判断できると思いますので。

堀切川部会長 新しい評価シートの方は22年度のところがスタート年度で書かれてきますね、25年の方で。そうすると、それ以前のは実は見えないですね。その辺はひょっとしたら個別の分科会のときに、事前に要求しておくと、いいのかもしれませんがね。

継続性と言う割には継続していないというのがどうも実態なのかもしれないので。

企画・評価専門監 行動計画そのものの中身が変わっていますので単純比較は多分できないと思うんですが、ただ変わらないものもあるので、変わらないもので、その前後の比較がどうなっているのかという部分はサンプリング的には可能かと思えますので。全部は多分、非常に時間がかかりますので、難しいと思います。

堀切川部会長 事前の意見の整理表とかのときには、少なくとも要求をかけるかもしれないというところでは。

それでは、よろしいでしょうか。

では、これで（２）を終わらせていただいて、その次でございます。議事（３）の他部会の審議状況について、これも事務局から御報告お願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、他部会の審議状況について御報告いたします。

他部会の審議状況としましては、大規模事業評価部会と公共事業評価部会の両部会について御説明申し上げますが、最初に大規模事業評価部会の審議状況につきまして御説明申し上げます。

資料３－１の１ページを御覧いただきたいと思えます。

本年度の審議対象事業としましては、記載のとおり、大島架橋事業、登米地区統合校に係る校舎等改築事業、それから拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業の３事業でございます。簡単にそれぞれの事業概要を御説明申し上げますと、大島架橋事業につきましては、気仙沼市本土とその内湾に位置する大島とを結ぶ延長約３キロの橋梁整備事業でございます。また、登米地区統合校に係る校舎等改築事業につきましては、登米地区の職業系専門学科を有する上沼高等学校、米山高等学校、米谷工業高等学校並びに登米高等学校の商業科を再編しまして、新たに複数の職業系専門学科を統合した総合産業高校を現在の上沼高等学校の敷地内に建設するものでございます。それから、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業につきましては、施設の老朽化に伴いまして、県立こども病院の敷地及び宮城広瀬高校の敷地の一部を使用して整備するものでございます。なお、各事業の概要につきましては、３ページ以降に別紙としまして大規模事業評価調書の要旨を載せていますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

それでは、３の部会審議の経過及び予定についてでございますが、大島架橋事業及び登米地区統合校に係る校舎等改築事業につきましては、１０月２２日に諮問しまして、３回の部会を開催して審議、現地調査を行いまして、１月７日に答申が行われました。また、拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業につきましては、１２月１日に諮問され、２回の部会を開催して審議、現地調査を行いまして、昨日１月１７日に答申が行われたところでございます。なお、２月に開催予定の第６回部会では、評価事業の完了報告を行う予定となっております。

続きまして、４の審議結果でございますが、こちらには評価対象の３事業につきまして答申概要を掲載しております。審議対象の３事業すべてにつきまして事業実施は「妥当」とされておりますが、事業実施に当たって留意すべき事項としまして、各事業に対してそれぞれ数項目の意見が付されておりますので、それを簡単に御説明いたします。

まず、大島架橋事業でございますが、3点の意見が付されております。1点目は、架橋整備に伴い大島地区への多くの車両の流入が見込まれ、住民の生活環境や島内における自然環境への影響が予想されることから、地域振興策や既存産業のあり方等も含めまして、今後想定される課題等の円滑な解決に向けて、地域住民や関係機関との十分な連携を図ることというものでございます。2点目は、景観形成の調和に配慮するとともに、架橋を新たな観光資源として生かせるよう努めることというものでございます。3点目につきましては、建設費のコスト縮減や長期的な視点に立った維持管理、さらには宮城県沖地震などの災害に備え、架橋構造の耐震化等について十分留意することというものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

登米地区統合校に係る校舎等改築事業につきましても3点ございました。1点目は、複数の職業系専門学科を統合した県内初の総合産業高校であることから、独自のカリキュラムの創設や新たな教育システムの導入についても積極的に検討を行い、地域性を生かした魅力ある統合校の構築に向けて、その特色が十分に発揮できるよう努めることというものでございます。2点目は、校内における生徒や教職員の安全対策について万全を期すこと、また、耐震性能やシックハウス対策などの施設環境についても十分に配慮することというものでございます。3点目につきましては、新たな総合産業高校の設置に当たっては、学校関係者や地域住民との意見交換を行うなど、開校後の施設運営についても相互に理解が得られるよう十分に配慮することというものでございます。

最後に、3件目の拓桃医療療育センター・拓桃支援学校整備事業についてでございます。こちらは4点ございました。1点目は、拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の医療、療育及び教育の各機能を踏まえ、宮城県立こども病院と一体的に整備するメリットが最大限生かせるよう十分な調整を行うことというものです。それから2点目は、肢体不自由児施設としての特性を考慮して、必要とされる機能が十分に発揮できるスペースや充実した生活環境を確保するとともに、患者及び家族等の利用者の視点に十分に配慮すること、そういうものでございます。3点目は、宮城県立こども病院と一体的に整備されることから、円滑な管理運営が行われるよう施設整備後の運営形態のあり方について十分に検討することというものです。最後に4点目は、建設に際し宮城広瀬高等学校の敷地の一部を予定していることから、当該高等学校における教育環境の確保に配慮するとともに、地域住民や関係機関とも十分な調整を図ることというものでございます。

以上が大規模事業評価部会の審議状況でございます。

次に、公共事業評価部会の審議状況について御説明いたします。

資料3-2を御覧いただきたいと思っております。

今年度の公共事業の審議対象事業としましては、記載のとおり、合計12事業となっております。各事業の事業概要につきましては、裏面に事業概要一覧を掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。

3の部会審議の経過及び予定についてでございますが、6月の諮問の後、3回の部会審議及び現地調査を行いまして、11月に答申が行われました。なお、2月に開催予定の第4回部会では、再評価事業完了報告、これは事後評価になりますが、完了報告を行う予定となっております。

続きまして、4の審議結果でございますけれども、審議対象となった12事業す

べてにつきまして「事業継続」とした県の評価は「妥当」とされましたが、今後の事業の実施に当たっての留意すべき点について、事業全般に対しての意見が付されておりますので、読み上げさせていただきます。

近年、地球温暖化等に伴う異常気象の発生等が多く見られるようになり、本県においても今後、自然災害リスクの増大が懸念される。したがって、公共事業の実施に当たっては、事業の計画段階からそうした視点も十分考慮するとともに、とりわけ県民の生命と財産に直結する事業については事業効果の早期発現が図られるよう迅速な施行に努めることとの意見が付されております。

他部会の審議状況については以上でございます。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。山本委員。

山本委員 資料3-1に出ていることについてちょっと教えていただきたいのですが、この事業にゴーサインが出たということですね。ゴーサインが出た後は、これはどういうふうな計画になるのか、ちょっと教えていただけませんか。

政策課長 大規模事業評価については、こちらで答申をいただきまして、今後、評価書というものを県で正式に決定いたします。その後、今年度大規模事業の評価をしたということは来年度以降事業に着手するということになりますので、例えば建設事業であれば設計費とかそういうものの予算案を議会の方に提案いたしまして、議決された上はそれを施行するというので事業に着手するという流れになります。

山本委員 この中で例えば環境アセスの対象になるようなものはどれですか。

政策課長 今回は大島架橋事業、これについては環境アセスメントの対象になります。あとはないです。

山本委員 あと、改築のことなんですけれども、校舎の改築とか拓桃園の、これシックハウス対策とか書いてあるので多分大丈夫と思うんですが、以前、県の図書館、あそこは何年間もシックハウスの原因になる物質がずっと立ち込めていて、非常に健康に悪い状況が延々続いたんです。やはり、ああいうことの二の舞にならないように、どうぞお気をつけていただければと思います。

政策課長 その点については今回の答申の中にも入っております。県としても基準値がございますので、そういったものを遵守しながらやっていくことになってございます。

堀切川部会長 仙台市の某学校の校舎を作る時も、宮城県のある高校の校舎を作る時も、シックハウスには気をつけますと言って、調べたら、基準以上が続いていたような記憶があるので。

企画部長 そういうこともありました。十分気をつけるつもりです。

堀切川部会長 　　というか、県が建てるわけではないので。多分そういうのを一切使わないようにと言っているはずなのに、建ってみると、そういうことが多いみたいなので。建てる前に相当資材のチェックから何から入れないと、なかなか防御できないかもしれないと個人的には思います。

井上委員 　　基準を超えないけれども症状が出ることが結構あって、難しい問題だとは思いますが、何かやっぱりそういうものに配慮した建て方とか、少し強調していただければ。それしかないと思うんですけれども。

堀切川部会長 　　建ててから調査が入るといいますか、建てる前に「本当に大丈夫なの」というのがどういうふうにできるのか、結構難しい。建築の世界は難しいと思うんですけれども。大変だと思います。

大島の方は、環境云々で大丈夫ですとゴーサインが出るのに次年度かかるくらいなんです。どういう建て方がいいとかという。

企画・評価専門監 　　既に事前調査をかけているようです。希少植物とかありますので。ただ、今考えている法線といいますかルートの部分しかやっていないので、もし変わったりすれば、また再調査が必要になります。

堀切川部会長 　　結構な距離なので、橋、うまくつくれると確かに目玉になりますが。

企画・評価専門監 　　総延長3キロで、橋自体は400メートルくらい。

堀切川部会長 　　一步間違えると景観をつぶしてしまう可能性もあるので、これも非常に難しいところですね。また、大島の民宿は、どこへ行っても飯はうまいし。あと海岸も立派でいいんですが、それ以外にあるかと言われると難しいところではありますけれども。大島まで行けるようになると、三陸自動車道がつながってくるので、大島も含めて気仙沼の方が元気になる起爆剤にはなるのかなと思います。

あと、いかがでしょうか。こういう審議が他部会ではあったということで。

それでは、予定していた議題は以上になりますけれども、委員の皆様から何かほかに御意見等ありましたら、お願いしたいと思いますが。

それでは、ないようですので、これで議事を終わらせていただいて、あと事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

司 会 堀切川部会長を初め委員の皆様方、お疲れさまでございました。
以上をもちまして今年度第3回宮城県行政評価委員会政策評価部会を終了します。
本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 本 岡 愛 実 印

議事録署名人 山 本 玲 子 印